

東北大学 制度改定案について

p1 東北大学における定年引上げ等への対応について

【基本方針】原則、国の制度等に準拠

p2 (上記の続き)

定年引上げ完成後（令和13年度以降）のイメージ

定年延長はフルタイムで、「短時間」を臨む場合には、再雇用の形態となる。

P3 (上記の続き)

制度変更のイメージ（現行→引上げ期間中→制度完成後）

現行 定年年齢 60 歳

65 歳までをつなぐものは再雇用（フルタイムと短時間）

制度完成後 定年年齢 65 歳（令和13年～）

基本はフルタイム。

短時間を希望するならそこから「新再雇用」（＝現行の再雇用のうち短時間型）

引上げ期間中 定年年齢 61～64 歳（令和5年～令和12年）

途中の 61 歳～64 歳定年のとき、

基本は、定年後～65 歳までは現行の再雇用（フルタイム）

定年前に「短時間」を希望するなら、

- ・そこから定年までは、「新再雇用（短時間のみ）」
- ・定年後～65 歳までは、「現行の再雇用（但し短時間）

※一度「短時間」になったら、最後まで「短時間」

（上記の範囲内だが）

「最初」（60 歳年度が終了した時点）から「短時間」を希望するなら、

- ・「最初」から定年までは、「新再雇用（短時間のみ）」
- ・定年後～65 歳までは、「現行の再雇用（但し短時間）

※一度「短時間」になったら、最後まで「短時間」

p4 (上記の続き)

【その他】

フルタイムの再雇用制度は、65 歳までの定年延長の完成によって廃止される。

その後の再雇用は、「短時間」のみ存続

国が「60 歳前後の給与カーブの見直し」をする予定であり、

東北大は、それにあわせて対応する。

「他の条件」が変わらないなら、

フルタイムが「再雇用」から「定年延長」になることで、人件費は増える。

P5 (上記の続き)

大学の今後のスケジュール

P6 (上記の続き)

定年引上げのスケジュール（国と同様）

P7 (国) 国家公務員法等の一部を改正する法律の概要（令和3年6月11日公布）

定年の段階的引上げ

役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

60歳に達した職員の給与

「61歳年度の4/1以降に適用される級号俸に応じた額」の7割

現在の再雇用（フルタイム）は約20万円の定額

再雇用制度導入時、その給与水準の説明は、

「給与＋雇用保険の給付＋部分年金」＝59歳時の給与の6割

高齢期における多様な職業生活設計の支援

61歳年度になってから「延長中の定年」に達する前に退職したとしても、
定年退職としての退職手当を支給する。

P8 医師の働き方改革（オンコール体制への移行について）

対象は医師と歯科医師。現行の宿日直体制にくわえて「オンコール」を設ける。

手当は、「宿日直」は1回21,000円→「オンコール」は1回5,000円。

「宿日直」も「オンコールの待機」も、「労働時間とはされない」。

オンコールは、「待機」から「業務」になったら、その「業務」の時間帯は労働時間。

「待機」→「業務」の場合、「オンコールの手当」＋「労働時間の賃金」

P9 本学における博士人材の活用について

本学職員への博士人材の積極的な採用

P10 本学における博士人材の活用について

博士課程修了者の給与の処遇改善（案）

より高い初任給

対象 「東北大学職員採用試験（独自採用試験）」、「国立大学法人等職員採用試験」、

「総合技術部所属の技術職員採用試験」等により採用された博士課程修了者

※在職者については、要件を満たしたら、そこから適用する。

P11 高度人材が活躍できる環境の整備

～看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進～

管理的立場になくても、

「とくに高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師」を、

より高い職務の級（3級）に昇格させることを可能とする

P12 国立大学法人東北大学就業規則体系

※改定される就業規則をハイライト

P13 就業規則改正案の概要・改正理由